

世田谷区認知症とともに生きる希望計画【概要版】

本編

第1章 希望計画の目的

「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、希望条例を着実に実現していくために、区としての中長期の構想のもと、認知症施策を総合的に推進していくことを目的としています。

- この計画では、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を「希望条例」、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を「希望計画」と呼ぶことにします。

第2章 希望計画の位置づけと計画期間

希望計画の位置づけ

希望条例第16条の規定に基づく計画として位置づけます。

他の計画との関係

- 区全体の様々な分野とつながり、取組みを推進

世田谷区基本構想と基本計画のもと、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、せたがやノーマライゼーションプラン、世田谷区障害福祉計画、世田谷区子ども計画、健康せたがやプラン等と関連を持ちながら、区全体で認知症とともに生きる地域共生社会づくりを進めていきます。

- 国と都の計画を踏まえながら、区としての未来像をもとに計画

国の認知症施策推進大綱や東京都の高齢者保健福祉計画を踏まえつつ、今後の未来像を展望しながら区として策定した計画です。

- 計画期間 令和3年度から令和5年度までを希望計画の第1期と位置づけます。

第3章 希望計画の基本方針と進め方

5つの基本方針

- ① 本人の声を聴き、本人とともに
施策は、認知症を経験した本人の声を聴きながら、本人とともに進めていきます。
- ② 4つの重点テーマを掲げ、区をあげて
施策の重点を明確にし、区全体で地域共生社会を実現していきます。
- ③ 小さく始めて、改善しながら、大きく広げる
取組みは、小さな単位で丁寧に始め、実施しながら改善を図っていきます。実施してみて、より良い取組みを全区に広げていきます。
- ④ 多世代・多分野の人たちが参加し、つながりながらともに
区内の多様な世代・分野の人たちが参加し、力をあわせて進めていきます。
- ⑤ 中・長期的に世田谷の未来像とともに思い描きながら
中・長期を見据え、希望計画を段階的・持続発展的に進めていきます。

重点テーマ

- ① 認知症観の転換
- ② 本人が発信・参加、ともにつくる
- ③ みんなが「備える」「私の希望ファイル」
- ④ 希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる

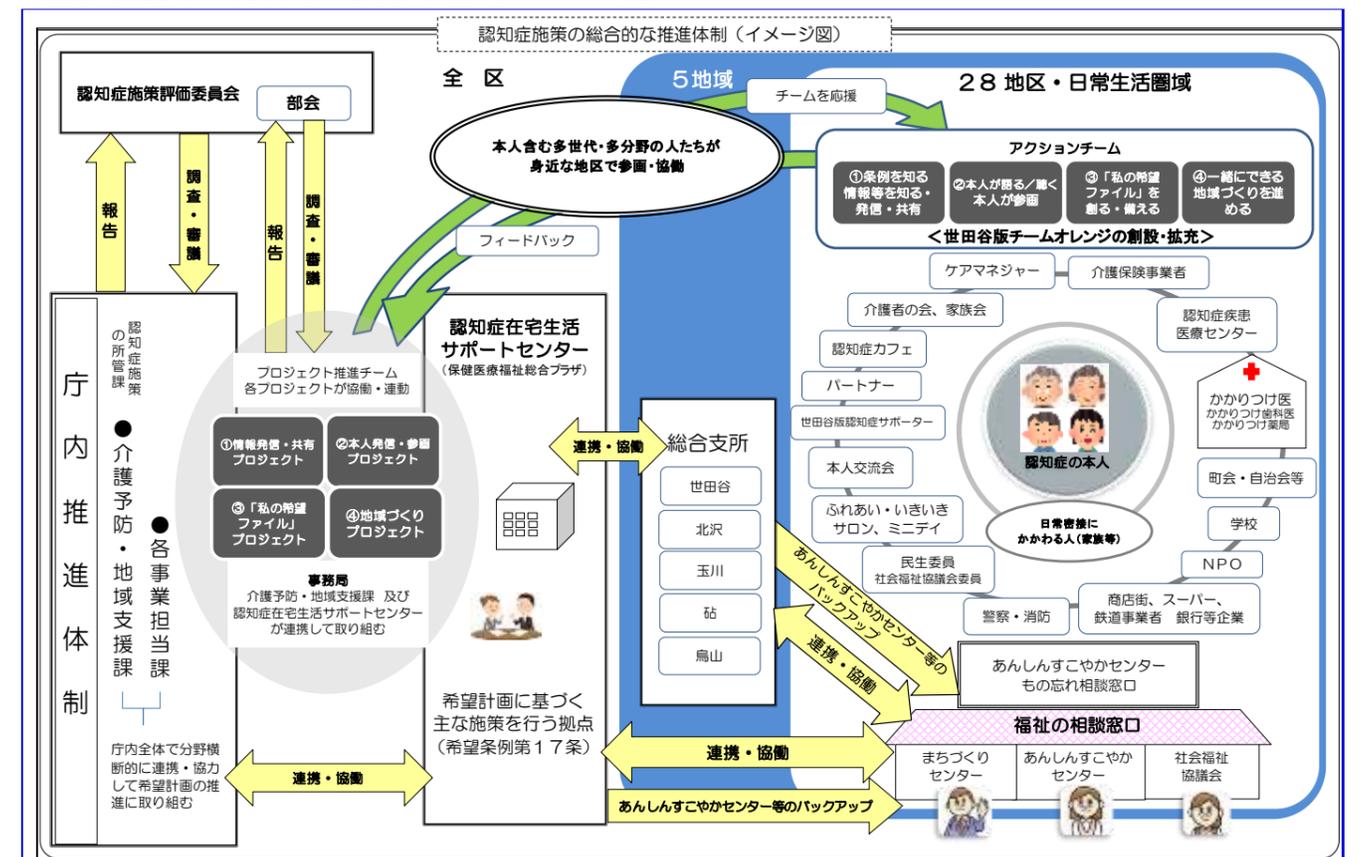
希望条例実現のための新たな推進プロジェクトを設置

- ・ 4つの推進プロジェクト

重点テーマに関して、中長期の展望を持ちながら区内全体の取組みを実質的に、そして継続的に推進していくために、以下の4つのプロジェクトを設置します。

| プロジェクト | 重点テーマ |
|--------------------|-----------------------------|
| 1 情報発信・共有プロジェクト | 1 認知症観の転換 |
| 2 本人発信・参画プロジェクト | 2 本人の発信・参加、ともにつくる |
| 3 「私の希望ファイル」プロジェクト | 3 みんなが「備える」「私の希望ファイル」 |
| 4 地域づくりプロジェクト | 4 希望と人権を大切に、暮らしやすい地域をともにつくる |

認知症施策の総合的な推進体制（イメージ図）



第4章 認知症施策の主な取組み

(1) 希望条例の考え方・理解を深める取組み

① 希望条例の普及と理解の推進

一人ひとりの希望と権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまちを実現するために、区民が従来の認知症観から希望のある認知症観へ転換するよう、希望条例の理念を広めていく取組みを展開します。

② 認知症とともに生きることへの理解の推進

希望条例を知ることにとどまらずに、認知症、そして認知症とともに希望を持って生きることを、自分ごととして前向きにとらえていけるよう、共感できる情報発信・共有の機会を増やしていきます。

(2) 本人発信・社会参加の推進

① 本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実

② 本人同士の出会い、つながり、活動の推進

③ 本人との協働による認知症バリアフリーの推進

④ 本人が施策の企画・実施・評価に参加できる機会の充実

(3) 「備え」の推進：「私の希望ファイル」

① 「私の希望ファイル」の推進

- ・ 認知症があってもなくても、これからの日々を自分らしく、認知症とともにより良く暮らしていくための「備え」を区民みんなが行っていきための世田谷独自の仕組みをつくっていきます。
- ・ その仕組みの中核となる「私の希望ファイル」は、「私の希望ファイル」プロジェクトを中心に実施を重ねることで、より良いものに創り変えていくなど、各地区のアクションチームと一緒に活用を重ねながら、「備え」を区内全体に広げていきます。

② 社会参加や健康の保持増進の機会の拡充

- ・ 区民が、楽しみややりがいにつながる活動に参加し、自分なりの役割を通じて活躍するための多様な機会を地域の中で拡充していきます。
- ・ 元気なころからそれらの機会に参加する人たちを増やしていくことで、孤立を防ぎ、いくつになっても、認知症になっても、心身ともに健やかさを保ち、自分らしい暮らしを続けていける人を増やしていきます。

(4) 地域づくりの推進

① 地域包括ケアの地区展開を活用した地域づくりの推進

- ・ 区が進めている様々な地域包括ケアの地区展開を活かしながら、区内のどこで暮らしていても、認知症とともに生きる地域共生があたりまえになる地域づくりを推進していきます。
- ・ 地域づくりの推進にあたっては、地域づくりプロジェクトが中心になって検討・企画し、各地区のアクションチーム等とともに、検証を行いながら取組みの改良を重ねていきます。

② パートナーの育成・チームづくり

- ・ ①「地域包括ケアの地区展開を活用した地域づくりの推進」の地域づくりの活動をともに続けていく中で、認知症とともに生きていくことを自分ごととして考え、本人とともにより良い暮らしと地域を一緒につくっていくパートナーが自然体で育っていくように取組みを進めます。
- ・ 本人一人ひとりとパートナーがつながり、ともに活動していくチームを、本人の身近な地域の中で育てていきます（世田谷版チームオレンジ）。

(5) 暮らしと支えあいの継続の推進

① 意思決定支援・権利擁護推進

- ・ 「私の希望ファイル」の普及を図り、意思決定や権利擁護を具体的に促進していきます。

② 相談と継続的支援体制づくり

- ・ 認知症の相談が気軽にでき、必要な地域の関わりやつながり、そして本人やその家族等にあった専門職による支援体制づくりを強化していきます。

③ 本人の生活継続を支えあうための専門職の質の確保・向上推進

- ・ 保健・医療、介護、福祉、法律関係者等多様な専門職が、本人の暮らしと支えあいを継続していく意識と力量を高めていきます。

第5章 希望計画の推進体制

1. 希望計画の推進体制

(1) 区の組織

庁内全体で連携・協力して希望計画の推進に取り組みます。

(2) 区長の附属機関・各種委員会等

2. 希望計画の進行管理

(1) 施策の評価・検証

(2) 評価・検証の視点

(3) 評価・検証の結果等の公表

別冊 (資料編)

第1章 希望条例・希望条例施行規則

第2章 希望計画を進めるための参考資料

第3章 希望計画策定の背景

国、都の動向、区の現状と課題、これまでの認知症施策の取組み、区の現状（高齢者人口、介護保険の要介護（要支援）認定者数、認知症高齢者数などの推移統計）認知症施策評価委員会等の審議の経過等